

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 審査案件

(1) 和泉市都市公園条例の一部改正

都市整備室 黒鳥山公園の自動車駐車場の使用料について、他の市公共施設の駐車場使用料と整合を図るとともに、来園が多い春の桜の時期の使用状況を踏まえ、改定するものである。

主な改正の内容は、通常期間の1時間まで無料で以後1時間ごと100円を2時間まで無料で以後30分ごと100円にする。特別期間について、春の桜の時期に満車になっていることから、通常期間の1.5倍である30分ごとに150円にする。深夜料金の午後10時から午前5時までを、条例施行規則が午前6時までになっていることに合わせ、午前6時までにする。

また、「駐車場使用料の適正化指針」の改正に基づき、障がい者割引について、さらに1時間無料と設定することを検討している。これは条例施行規則で対応する。

施行期日については、周知期間や春の混雑時期を避けるため、令和5年6月1日とするものである。経過措置として、施行日前に有料公園施設の利用を開始し、施行日以後に利用を終了した場合の使用料の額は、改正後の和泉市都市公園条例の規定により、算定することを規定する。

使用料改定の影響について、コロナの影響で使用が落ち込んでいるため、資料では平成30年度と令和元年度の数字を用いているが、必要経費に対して収入が少し足りていない状況となっている。今回の使用料改定により、必要経費を賄えるものと思われる。

総務管財室

①主な内容については、都市整備室の説明どおりである。

②改正のタイミングについて、黒鳥山公園の自動車駐車場の使用料を条例に規定したのは平成26年で、その後平成28年に「和泉市公の施設等駐車場使用料の適正化指針」が規定された。またこのことについて、議会等においての意見や指摘もあり、今回のタイミングで他施設の料金と整合を図るものとなったことが確認できた。

③特別期間における駐車場の使用料を値上げすることについて、特別期間においては利用者が多く、これまでの使用状況を踏まえたものであることが確認できた。

④夜間使用料の値上げについて、午前6時から午後10時までの使用料を値上げすることに伴い、午後10時以降の夜間使用料1,000円を値上げしないのか確認を行った。このことについて、現在の1,000円の使用料で、夜間駐車対策は十分できており、値上げする必要性がないということが確認できた。

⑤施行期日が令和5年4月1日ではなく、6月1日になっていることについて、特別期間である3月1日から5月31日までを経過してからの料金見直しを行おうとする意図が確認できた。

東 委 員	見直しの方向性に異論はないが、改正時期と改正理由について確認する。 和泉市の公の施設で、有料駐車場は11施設あり、そのうち7施設は2時間無料、3施設が1時間無料、1施設（総合医療センター）が6時間無料。 「駐車場使用料の適正化指針」では無料時間を1時間～3時間としており、施設の状況を踏まえるもので、今回の改正理由が、他の公共施設との整合性を図る必要があるとすることは理由としていかがか。 また、障がい者割引の導入は、カメラ設備がないと減免できないこともあり、各課には指定管理者の更新のタイミングなど段階的に使用料改定を検討するよう伝えており、指針の改正が条例の改正時期とすることは望ましくない。
吉田委員長	全体のたてつけとして、指針があり、それに基づいた個々の条例があるということによいか。
東 委 員	そのとおり。
吉田委員長	改正理由についての意見であるが、料金体系が通常期間、特別期間、夜間の3つあるが、通常期間について他の施設との整合性はどうか。
都市整備室	フチュール和泉や総合医療センター以外の施設は2時間無料である。 フチュール和泉は駅前であり2時間無料ではない。駅前以外は2時間無料であるが、黒鳥山公園のみ1時間無料である。黒鳥山公園は、平成26年3月に有料化した。当時有料駐車場は和泉シティプラザとフチュール和泉しかなかった。平成28年に「駐車場使用料の適正化指針」において、無料時間1～3時間を目安として、以後30分100円が定められた。以降は、この指針に従って、シティプラザを参考に、2時間無料、以後30分100円の同じ体系で有料化されてきたという認識。 今回は、指針策定以前に有料化した黒鳥山公園をそれに合わせるものであり、1時間無料よりも2時間無料の方が利用促進につながる側面がある。
吉田委員長	提案理由について総務管財室と調整はどうか。
総務管財室	他の駐車場との整合性の表現であるが、指針との整合性か、他施設の料金体系との整合性とするかであるが、表現については都市整備室と検討する。
山崎委員	和泉シティプラザが市で初めて2時間無料とした有料化施設であり、これはイズミヤが横にあり、URと調整し近隣施設一体で2時間無料にした。和泉シティプラザを2時間無料にしたことで、その後それにならうことが多かった。また、フチュール和泉は民間との複合施設で、渋滞緩和のために駐車場は1時間無料とした。フチュール和泉を1時間無料とした特別の理由を確認しておくべき。
都市整備室	フチュール和泉の理由も確認し、提案理由について修正する。
立花委員	公園の利用形態で説明する方がよいのではないか。ドッグランを整備する予定と聞くが、ドッグランの利用者は2時間無料で足りるか。
都市整備室	ドッグランの施設は、管理者を置かない遊具の一つと考えているので、ドッグランが増えたことのみで公園の利用時間が変わるとは思っていない。

立花委員 総務管財室 東委員 都市整備室	<p>もう一点確認だが、パブコメは不要であるか。</p> <p>使用料や手数料の改正は、パブコメの対象外である。</p> <p>何故、今回のタイミングで改正するのか。</p> <p>これまでの経過もあるが、加えて「駐車場使用料の適正化指針」が改正されたことにより、障がい者割引について検討する必要が生じた。条例改正には関係ないが、この点について方針を示した上で条例改正するため、このタイミングになった。</p>
東委員 小泉委員	<p>適正化指針の改正をきっかけとすることはいかがか。</p> <p>適正化指針の改正は、障がい者割引の導入だけであり、理由にならない。今まで議会からも指摘があったが、駐車料金の収支を試算していると説明してきたが、今回その整理ができたからではないのか。</p>
東委員 都市整備室	<p>収支の整理ができて、指針改正もあったから障がい者割引も検討するということになるのでは。</p> <p>特別期間の使用料の値上げもしているが、採算をとることが主たる理由ではない。</p>
小泉委員 都市整備室	<p>特別期間は車が多いという説明であった。</p> <p>特別期間は満車も多いため、使用料を上げて少しでも多くの人が利用できるようにするものである。</p>
小泉委員	<p>収益が確保できるかどうかという質問は出る。特別期間に多くの人が利用できるように値上げし、それに合わせて収益が上がる見込みということになる。</p> <p>また、有料化した当時と現在の公園の整備状況は違う。施設の整備が進んだことに伴い、遊べるところが増えてきたため、無料時間を増やしてより市民に公園を活用してもらいたいというのも理由の一つである。</p>
吉田委員長	<p>改正理由として、適正化指針や他の施設との整合性を図るといのが主になっているが、委員の意見も踏まえて、理由とその副次的効果を明確にし、整理をした方がよい。</p>
山崎委員 都市整備室	<p>夜間料金の1,000円について、午前5時までを午前6時までに改正しているが、午前9時までにするのはどうか。公園の運営に支障が生じるのか。夜間にたくさん停めてもらい収益を上げることはどうか。</p> <p>黒鳥山公園は、午後9時から午前6時までは入庫できず、出庫だけで、午前6時から入れるようになる。夜間料金はたむろ防止のためである。</p>
山崎委員 総務管財室	<p>新庁舎駐車場の料金体系はどうか。</p> <p>立体駐車場は、夜間は午後10時半まで入場でき、それ以降は入れないようにする。なお、平面駐車場は24時間入ることができる。</p> <p>指定管理者の提案で、平日は午前9時から午後4時は最大料金なし。午後4時から午前9時は最大料金400円。土日は午前9時から午後10時まで最大料金500円。午後10時から午前9時まで最大料金300円。</p>
吉田委員長	<p>夜間のことは、適正化指針に定めがあるか。</p>

山崎委員 定めていないが、公共施設として少しでも収益を上げるという観点がある。夜間最大料金について、新庁舎が午前9時までとしているなら、公園も午前9時で良いのではないか。整合性は問われないか。

吉田委員長 午前6時を過ぎたらメーターが動くのだろうが2時間無料は適用されるか。

都市整備室 その場合の2時間無料はない。30分ごとに100円がかかる。

吉田委員長 午前9時まで無料にしたら1,000円でも出勤まで止めておこうということで利用が増えるのではないかという意見である。

山崎委員 午前6時以降はお金がかかるのであれば止めないということもありうる。

都市整備室 犬の散歩で早朝、駐車場を利用する可能性がある上、以前から、夜間の駐車場利用は極力少なくしてほしいという周辺住民の意向がある。

奥委員 採算性がとれるようになる見込みの改正だが、通常期間は採算が取れず、特別期間で採算をとる。通常期間については、利用者に有利になっており、特別期間で多くとるという料金体系という理解でよいか。

都市整備室 そのとおりである。

吉田委員長 これも理由に入れて検討すべき。一議員から指摘があったからといって、それを根拠に条例改正することはできない。条例改正の根拠として、市長が条例改正を合理的と判断した理由を整理すべき。改正理由を整理し直して、再度提出すること。

(2) 和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定〈パブコメ前〉

総務管財室 パブコメ前の審査をお願いするものである。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を図り、ルールの一統化を図るものである。国、民間、自治体でこれまでバラバラだったものを法律に一本化するものである。

スケジュールとしては、6月に協議会報告を行い、9月にパブコメ実施、12月議会に条例案を提案し、令和5年4月1日から施行する。

比較表の中で大きく変わる事項の説明を行う。

まず定義について、これまでの条例では死者も個人情報に含まれていたが、死者は個人情報に含まれなくなる。個人情報の目的外利用・外部提供について、審査会に諮問していたが、審査会への諮問ができなくなり、法に基づく判断となる。これはオンライン結合でも同じである。

開示・訂正・利用停止請求について、任意代理人によるものが認められるようになる。行政機関等匿名加工情報として、民間事業者に対して、個人を特定できないように加工したものを提供する制度ができる。

条例に規定する内容だが、まず開示請求の手数料について、現行どおり規定する。開示決定・訂正決定・利用停止決定の期限を現行どおりとするように規定する。行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、政令の

算出基準に基づき、市の人件費を当てはめて得た額を規定する。審査会への諮問事項を規定する。運用状況の公表について規定する。

条例で規定しない事項について、条例要配慮個人情報、特に取得制限等を設けることができないため規定しない。個人情報ファイル簿以外の帳簿について、ファイル簿に一本化するため、規定しない。死者に関する情報の取扱いについて、その保護が大きく緩和されるものではないため、規定しない。開示請求に係る不開示情報について、情報公開条例の改正を行い、整合性をとる。罰則について、審査会委員の守秘義務に関する罰則がなくなるが、地方公務員法において、特別職非常勤職員に対する罰則の適用がないことから、規定しない。また、審査会について、現在の個人情報保護審査会を廃止し、情報公開審査会と統合し、国と同じく情報公開・個人情報保護審査会として統合する。

吉田委員長
総務管財室

庁内に向けては初めての説明か。議会へは説明したか。意見はあったか。
庁内は初めてである。議会へは6月の総務企画委員会協議会で改正内容、スケジュールなど説明している。早乙女議員から、審査会のあり方等について質問があった。

吉田委員長
総務管財室

パブコメ前審査は、例規等審査委員会規程で規定されているが、パブコメ後はどうするか。審査会条例の制定は例規等審査委員会にかけるのか。
パブコメにより大きく変更がなければ報告案件となる。新しい審査会条例の制定は例規等審査委員会にかける。

古川委員
総務管財室

個人情報に死者が含まれなくなるというのはどういうことか。
現在の条例において、死者情報はその遺族による開示請求を受けている。今後は、死者が対象でなくなるが、相続等で遺族自身の個人情報として認められた場合は、開示請求ができる。

立花委員
総務管財室

介護認定の記録や救急搬送記録について、現在は遺族から開示請求を受けているが、法では開示請求できない可能性がある。詳細は、検討項目3の整理表のとおり。法で開示請求できない場合は、別に情報提供の制度を設け、遺族に提供することを考えている。

要配慮個人情報の社会的身分とはどういうものか。条例要配慮個人情報の例示として、LGBTに関する事項があるが、これは市が収集しているとは思えない。生活保護の受給や一定の地域の出身は定めなくていいのか。

要配慮個人情報は、対象を限定列举としている。これに当てはまらないもので、必要があれば条例要配慮個人情報として定める。生活保護の件は全国的な問題であり、和泉市特有のものではないため、定めない。社会的身分に、一定の地域の出身は含まれていない。

立花委員
総務管財室

条例要配慮個人情報として加えておいてもよいと思うが。
そもそも要配慮個人情報に含めるべきとして大阪府から国に要望している。逆に一定の地域の出身を条例要配慮個人情報と定めると、和泉市にそういった地域があることを明示することになる。

吉田委員長 市独自に作っている災害時要援護者名簿は、条例要配慮個人情報としないのか。

総務管財室 障がいの状況等が含まれるが、それは法の定める要配慮個人情報に該当する。名簿全体を条例要配慮個人情報とするものではない。

前田委員 要配慮個人情報は、本人に不当な差別や偏見が生じないように配慮するものである。民生委員等が災害時支援のために持っているもので、犯罪歴等とはレベルの違うもの。

立花委員 個人情報を出さないことが大事であるが、死者の情報は出しても問題にならないということになるのか。

吉田委員長 その点について、確認して情報提供すること。

岩井委員 要配慮個人情報はどのように取り扱われるのか。庁内で共有できないとか、開示請求されない等あるのか。

総務管財室 個人情報ファイル簿を作成するが、その中に要配慮個人情報が含まれるかどうかをチェックする。より注意喚起を行うものであり、利用制限等はできない。

前田委員 要配慮個人情報であることの実質的効果はない。

総務管財室 現在の条例のセンシティブ情報は原則取得禁止であるが、個人情報保護法では、必要があれば個人情報は取得可能である。要配慮として、収集制限等をすることはできない。要配慮を含むことを示すものである。

小泉委員 行政機関等匿名加工情報の実績は。また、対象者は誰になるか。

総務管財室 国でも実績があまりない。制度として自治体独自ですでに導入しているところもあるが、実績がほぼない。千葉県市川市で介護度の情報を提供しているのみ。行政機関等匿名加工情報の利用は事業者を想定している。大学等での学術的な調査研究はこの制度とは別に提供することとなる。

小泉委員 情報公開と個人情報保護審査会を統合するが、今後はどのようなことを諮問するのか。

総務管財室 オンラインの結合や目的外使用の諮問はできなくなる。今後は、審査請求についての諮問となる。他に専門的意見を聞くこと自体はできる。

(3) 和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例の制定 (パブコメ前)

建築住宅室 空家等対策の推進に関する特別措置法による規制が及ばない空き長屋等において、当該空き長屋等の適切な維持管理を推進するために必要な事項を定めるとともに、当該法による規制が及ぶものの適切な維持管理がなされていない空家等に関して、緊急安全措置に係る事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図る必要があるものである。

この条例により、特定空き長屋等について行政代執行が可能となる。法では、全住戸が空きでなければ対応できない。また、税情報から所有者を調査

したり、勧告等の厳しい対応ができない。建築基準法による適正な管理を促す指導のみが可能で、40件の空き長屋等を指導している。

空き長屋等について、法において空家等にできる対応とほぼ同じことができるように、条例に規定するものである。行政代執行も可能としている。

また、緊急安全措置として、特定空家等及び特定空き長屋等に、屋根・外壁の撤去やシートで養生することなど、最小限の緊急措置を講じることができる。また緊急安全措置に係る費用を徴収する規定を設ける。府下各市町村でも、できることに差はあるが、条例化している。条例の施行期日は令和5年6月1日としている。

総務管財室

①主な内容については、建築住宅室の説明どおりである。

②略式代執行について、当初の条例案では、行政代執行と略式代執行ができることが規定されていたが、略式代執行については、法の規定が必要であり、条例で規定してもできないことから、略式代執行の規定を削った。

③氏名公表の規定の削除について、当初の条例案では、他市の条例を参考に命令違反に対し、氏名公表の規定があったが、代執行の規定を盛り込んでいる中でその必要性を確認したところ、当該規定を削った。

④条例による規制の可否について、法で規制がされていない空き長屋について、条例において規制することが可能なか確認したところ、過去の衆議院総務委員会での答弁で長屋及び共同住宅について、空家法と同一目的のもと措置の対象とする条例を定めることが可能と答弁されており、条例による規制が許容されていることが確認できた。

⑤所有者等の情報の利用について、第6条に固定資産税の課税のために取得した情報を利用できると規定しているが、利用することが地方税法第22条の守秘義務違反とならないのか確認したところ、そのことについて過去の衆議院総務委員会での答弁で条例に定めることで守秘義務による保護法益を上回ることとなり、守秘義務違反にならないとの見解が示されていることが確認できた。

⑥施行期日が令和5年4月1日ではなく、6月1日になっていることについて、確認したところ、令和4年10月にパブリックコメントを実施し、令和5年1月頃に空家等対策審議会に報告の上、令和5年第1回定例会に提案する予定であることが確認できた。第1回定例会で条例制定後、2か月程度の周知期間を確保し、6月1日の施行期日としている。

吉田委員長

衆議院での答弁があるので条例制定ができるというのは理由としてどうか。詳細な説明がいる。

総務管財室

衆議院での答弁は、固定資産税の課税情報を利用することが守秘義務違反になるかどうかについて国の解釈を示しており、これを踏まえて市で条例が必要であるという判断をしている。

建築住宅室

和泉市に条例が必要だということについて、判断材料として2つある。

平成27年の法施行から5年、大阪府を中心に見直しの要望をあげてきた。国の見解としては、条例による対応が有効ということで、空き長屋は増える一方で緊急の課題がある。

また、指導中の約160件のうち、空き長屋が約40件で4分の1を占める。これについて、所有者の調査や指導ができない。法による指導で改善できた空家は5割で、長屋でみると3割程度ある。空家そのものの改善に有効であると判断している。

前田委員

横出しという形で各市で条例を作ることが認められるかどうかは、市の法の趣旨や目的から判断すべきだが、国会答弁の内容に鑑みて全国的には是認されていると判断できる。条例制定のタイミングは、法施行後の本市の状況、実績を踏まえて判断したものと理解した。

小泉委員

目的で対象が空家等と空き長屋等となっているが、空き長屋等のことしか規定されていないことは違和感がある。

建築住宅室

空家等については法の規定によるが、緊急安全措置の規定は法律にはない。条例において、空家等と空き長屋等の緊急安全措置を定めている。

小泉委員

もともと法ができる前に市の空家の条例があったが、そのときに空き長屋は入っていたのか。

建築住宅室

入っていた。

小泉委員

法ができたから条例を廃止した。条例を残しておくという判断はなかったのか。

吉田委員長

京都市は、法の制定を受けて空き家条例を改正している。

建築住宅室

法ができたから条例は必要なくなったということで条例を廃止した。

吉田委員長

法ができてから全国で長屋を含めるように何年も要望している。その答えが各市で条例を制定するということか。

建築住宅室

国からは長屋が多いのは大阪等の地域であり、全国的な問題ではないということを知っている。

吉田委員長

初めから条例を作っておけばよかった、今まで何をしていたのかという指摘の可能性はある。

東委員

第10条の緊急安全措置を講じるときは、事前に通知は不要ということによいか。

建築住宅室

緊急性があるので事後の通知と規定している。

東委員

通知不用の理由は、基本的には事前に命令もしているから、事前に通知しないということか。

建築住宅室

命令しているかは物件による。緊急性のある措置である。

立花委員

行政代執行と略式代執行の違いを確認したい。

建築住宅室

行政代執行は、所有者が分かる場合に市が取り壊して費用を請求できる。

略式代執行は、所有者が分からない場合で、費用は市の持ち出しになる。

居住実態がなかったり、戸籍を追ってもたどり着けないものが多々ある。

区分所有している長屋は、課税情報を調べれば相続人にたどり着ける可能性がある。この場合は、行政代執行ができる。また、全部できるものではないが、一部であれば国費を使うことができる。危険性を判断して、市のサポートの上、長屋の居住者に出て行ってもらうことができれば、長屋全体が空きになり、略式代執行を行うことが考えられる。

立花委員
建築住宅室
吉田委員長

5軒長屋で1件持ち主が分からなければ、略式代執行できないのか。区分で権利主張しているので、所有者にたどり着ける可能性はある。個人情報を手繰り寄せられるから、代執行できる可能性があるということか。

建築住宅室

大阪府でも代執行の例は2件しかない。代執行までいくのは難しい。最終的には代執行できるという仕組みを作り、まずは調査と強い指導ができるようにしたい。

吉田委員長

空き長屋の解釈として、例えば隣との壁がどうなっているかによって、空き長屋かそうでないのかが分かれる。空き長屋の解釈が分かれている中で、和泉市の定義を素案のようにした理由はなにか。どこまでの措置をするかは自治体で異なる中で、和泉市がここまでの措置を規定する理由はなにか。この2つ答えを用意しておいてほしい。

法の趣旨に反していないかどうか自治体で判断しているので、他の自治体との関係でも解釈上法の趣旨に反していないという説明については必要になってくる。建築基準法の規制ができるはずだが、条例を作って対応するとした理由はなにか。

建築住宅室
吉田委員長

建築基準法ではお願いレベルのものしかできないので、規制できない。協議会で対応できるように想定質問を整理しておくこと。

2 報告案件

(1) 和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

総務管財室

人事院勧告を受け、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(2) 和泉市手数料条例の一部改正

総務管財室

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る手数料の額を規定するほか、生じた項ずれに係る規定の整備を行う必要があるもの。

3 その他

吉田委員長

例規等審査委員会における軽易な事案の基準を変更したことについて説明をお願いする。

総務管財室

軽易な事案の基準（５）の改正について、「人事院勧告を受けて給与条例の改正を行うもの。」を「人事院勧告を受けて給与、勤務条件、休暇制度等の改正を行うもの。」に変更した。

和泉市においては、人事院勧告を尊重して、人事院勧告にならった例規改正を行う立場をとるため、人事課とも調整し、基準変更した。

以上